

## 後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

### 人間ドック検診料助成制度

後期高齢者医療制度に加入している方が人間ドックを受診する場合は、検診料を助成します。

**対象**／次の要件をすべて満たす方

- ①埼玉県後期高齢者医療制度の被保険者で寄居町内に住所がある方
- ②後期高齢者医療保険料を完納、または完納見込みの方

**検診機関**／

- 埼玉よりい病院(寄居町)
- 藤間病院(熊谷市)
- 深谷市総合健診センター(深谷市)
- 小川赤十字病院(小川町)
- 本庄総合病院(本庄市)
- 埼玉成恵会病院(東松山市)
- 熊谷生協病院(熊谷市)

**助成額**／25,000円以内

**申し込み**／後期高齢者医療被保険者証をご持参のうえ、保険年金課へお越しください。

**問い合わせ**／保険年金課 (☎581・2121内線111) へ。

## 在宅介護支援センター相談業務が地域包括センターに移りました

これまで「ユウネス在宅介護支援センター」と「在宅介護支援センター」で高齢者に関する相談や支援の業務を行っていました。

平成23年4月1日から、寄居町保健福祉総合センター(ユウネス)内の「地域包括支援センター」で引き続き在宅介護支援センター業務を行っていますのでお知らせします。

**問い合わせ**／健康福祉課 (☎581・2121内線123)、または地域包括支援センター (☎581・8548) へ。

## 子ども手当のお知らせ

### 平成23年9月分までは、 月額1万3千円が支給されます

国会で平成23年度からの制度について審議されていましたが、法案の成立が困難なため、平成22年度の制度を6ヵ月間延長する法案が成立しました。この法案の成立により、子ども手当は平成23年9月分まで支給されることになりました(平成22年度の制度の延長のため、基本的には平成22年度と同様です)。

なお、平成23年10月以降については、現在のところ未定ですが、決まり次第本誌や町公式ホームページでお知らせします。

**対象**／中学校修了前の子ども(15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子ども)

**支給額**／1人につき13,000円(月額)

**支給日**／6月10日(金)(平成23年2~5月分)

10月7日(金)(平成23年6~9月分)

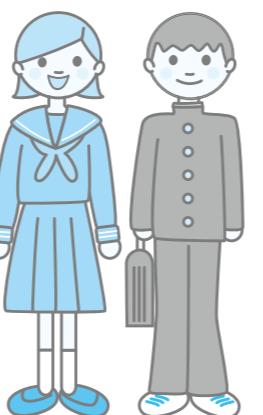
※平成24年2月10日(金)に予定されている平成23年10月~平成24年1月分の支給については、現在のところ未定となっています。

**現況届**／平成23年6月の提出は必要ありません。

**その他**／平成22年度から受給されていた方は、特に申請書の提出は必要ありません。

また、所得制限はありません。なお、別居監護関係・施設入所・里親・公務員の方の取り扱いは、平成22年度と同様です。

**問い合わせ**／子育て支援課 (☎581・2121内線251、253) へ。



**特例任意加入**

65歳の時点で受給資格を満たしていない場合、受給資格を満たすまで(最長70歳まで)任意加入することができます。

※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。また、熊谷年金事務所への問い合わせ件数が多く、電話がつながりにくい場合がありますのでご了承ください。

65歳以上60歳未満の日本に住む方はすべて公的年金に加入しますが、60歳以上の方でも国民年金に加入できる制度があります。

任意加入の手続きは、保険年金課の窓口にお申し出ください。

**任意加入制度について**

**年金あれこれ**

## ご確認ください！

### 石綿関連疾患にかかる労災請求

石綿による疾病は、発症までの期間が長く、業務による石綿ばく露と発症した疾病との関連が意識されないことにより、労災請求等におよんでいない場合があると考えられています。労災補償および『石綿による健康被害の救済に関する法律』に基づき特別遺族給付金の請求等について、もう一度ご確認ください。

#### 1 「石綿による疾病」で療養や休業を必要とする労働者の方

「石綿との関連が明らかな疾病」として、①石綿肺②肺がん③中皮腫④良性石綿胸水⑤びまん性胸膜肥厚があります。労働基準監督署で『労災保険法』に基づく療養補償給付や休業補償給付の請求手続きを行ってください。過去の療養や休業についても、2年以内であれば請求できます。疾病が仕事上のものと認められた場合は、給付の支給対象になります。

#### 2 石綿による疾病で亡くなられた労働者のご遺族の方

①労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過してない場合 労働基準監督署で『労災保険法』に基づく遺族補償給付の請求手続きを行ってください。仕事による疾病で亡くなられたことが認められた場合は、給付金の支給対象になります。遺族補償給付の請求権の時効は、亡くなった日の翌日から起算して5年となっていますので、お早めに請求手続きを行ってください。

#### ②労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過した場合

労働基準監督署で『石綿救済法』に基づく特別遺族給付金の請求手続きを行ってください。仕事による疾病で亡くなられたことが認められた場合は、給付金の支給対象になります。特別遺族給付金は平成18年3月26日までに亡くなった労働者のご遺族の方に限り支給される給付金です。

特別遺族給付金の請求期限は、平成24年3月27日までですので、お早めに請求手続きを行ってください。

**問い合わせ**／熊谷労働基準監督署 (☎533・3611)、または埼玉労働局労災補償課 (☎048・600・6207) へ。

## 高校生に対する修学資金制度

### 寄居町修学資金制度

町には、町内在住で修学の意欲を有しながら、経済的な理由により高等学校での修学が困難な方を対象として、修学資金を支給し、有用な人材を育成する補助金制度があります。

**対象**／次のいずれにも該当する方

- ①平成3年4月2日以降に生まれた方
- ②平成19年4月1日以降新たに高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程および特別支援学校の高等部に入学し在学中であり、在学期間が3年以内の方

**修学生の条件**／次のいずれにも該当する方

- ①寄居町に本年6月25日までに引き続き6ヵ月以上住んでいる方
- ②性行が善良であって、経済的な理由により学資の支出が困難な世帯のお子さん

\*経済的な理由により学資の支出が困難な世帯の例

- ①生活保護受給世帯②『生活保護法』による保護が停止または廃止となった世帯③町民税が非課税の世帯④『児童扶養手当法』による児童扶養手当を受給している世帯

※このほかにも援助を受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください。

**修学金の額**／月額5,000円

**申請**／次の書類を教育総務課へ提出してください。

- ①修学資金給与申請書
- ②在学等証明書(町で定めた様式のもの)
- ③平成22年度市町村民税課税証明書(世帯員で所得税・住民税の申告義務のある方全員のもの)、または経済的理由で修学困難なことが証明できる公的文書の写し(詳細はお問い合わせください)

**提出期限**／6月27日(月)

**修学生認定後の履行事項**／修学生は、7月、11月、2月の各月末までに、当該月に発行された在学等証明書(町で定めた様式のもの)を教育総務課に提出してください。

**問い合わせ**／教育総務課 (☎581・2121内線512) へ。

**6月1日は「人権擁護委員の日」**  
**人権擁護委員制度をご存じですか？**

全国人権擁護委員連合会では、「人権擁護委員法」の施行日(昭和24年6月1日)である6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国各地で人権擁護委員制度の周知徹底と人権思想の普及高揚を図ることとしています。

人権擁護委員の職務は、自由人権思想に関する啓発も含め宣伝をなすこと。

民間における人権擁護運動の助長に努めること。  
人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。  
貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のための適切な救済方法を講ずること。  
・その他人権の擁護に努めること。

町では、毎月2回行われる「心配ごと相談」にあわせて人権擁護委員による「人権相談」を行っています。詳しくは、本誌20頁の「心配ごと相談」の記事をご覧ください。相談は無料、秘密は守られます。どうぞ気軽にご相談ください。

**問い合わせ**／人権推進課 (☎581・21内線411) へ。

65歳の時点で受給資格を満たしていない場合、受給資格を満たすまで(最長70歳まで)任意加入することができます。  
※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。また、熊谷年金事務所への問い合わせ件数が多く、電話がつながりにくい場合がありますのでご了承ください。

60歳から65歳までの方で、年金加入期間が短く年金を受け取るために必要な期間を満たしていない方や、保険料未納期間があるために年金額が少ない方は、国民年金に任意加入することができます。

65歳の時点で受給資格を満たしていない場合、受給資格を満たすまで(最長70歳まで)任意加入することができます。  
※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。また、熊谷年金事務所への問い合わせ件数が多く、電話がつながりにくい場合がありますのでご了承ください。

60歳以上60歳未満の日本に住む方はすべて公的年金に加入しますが、60歳以上の方でも国民年金に加入できる制度があります。

任意加入の手続きは、保険年金課の窓口にお申し出ください。

65歳の時点で受給資格を満たしていない場合、受給資格を満たすまで(最長70歳まで)任意加入することができます。

※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。また、熊谷年金事務所への問い合わせ件数が多く、電話がつながりにくい場合がありますのでご了承ください。

60歳から65歳までの方で、年金加入期間が短く年金を受け取るために必要な期間を満たしていない方や、保険料未納期間があるために年金額が少ない方は、国民年金に任意加入することができます。

65歳の時点で受給資格を満たしていない場合、受給資格を満たすまで(最長70歳まで)任意加入することができます。

60歳以上60歳未満の日本に住む方はすべて公的年金に加入しますが、60歳以上の方でも国民年金に加入できる制度があります。

任意加入の手続きは、保険年金課の窓口にお申し出ください。

65歳の時点で受給資格を満たしていない場合、受給資格を満たすまで(最長70歳まで)任意加入することができます。

※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。また、熊谷年金事務所への問い合わせ件数が多く、電話がつながりにくい場合がありますのでご了承ください。

60歳から65歳までの方で、年金加入期間が短く年金を受け取るために必要な期間を満たしていない方や、保険料未納期間があるために年金額が少ない方は、国民年金に任意加入することができます。

65歳の時点で受給資格を満たしていない場合、受給資格を満たすまで(最長70歳まで)任意加入することができます。

60歳以上60歳未満の日本に住む方はすべて公的年金に加入しますが、60歳以上の方でも国民年金に加入できる制度があります。

任意加入の手続きは、保険年金課の窓口にお申し出ください。

65歳の時点で受給資格を満たしていない場合、受給資格を満たすまで(最長70歳まで)任意加入することができます。

60歳以上60歳未満の日本に住む方はすべて公的年金に加入しますが、60歳以上の方でも国民年金に加入できる制度があります。

任意加入の手続きは、保険年金課の窓口にお申し出ください。

65歳の時点で受給資格を満たしていない場合、受給資格を満たすまで(最長70歳まで)任意加入することができます。

60歳以上60歳未満の日本に住む方はすべて公的年金に加入しますが、60歳以上の方でも国民年金に加入できる制度があります。

任意加入の手続きは、保険年金課の窓口にお申し出ください。

65歳の時点で受給資格を満たしていない場合、受給資格を満たすまで(最長70歳まで)任意加入することができます。

60歳以上60歳未満の日本に住む方はすべて公的年金に加入しますが、60歳以上の方でも国民年金に加入できる制度があります。

任意加入の手続きは、保険年金課の窓口にお申し出ください。

65歳の時点で受給資格を満たしていない場合、受給資格を満たすまで(最長70歳まで)任意加入することができます。

60歳以上60歳未満の日本に住む方はすべて公的年金に加入しますが、60歳以上の方でも国民年金に加入できる制度があります。

任意加入の手続きは、保険年金課の窓口にお申し出ください。